

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点 数	営業所 点数
一般貨物	令和7年7月4日	株式会社高瀬運送(法人 番号1220002009776) 代 表者高瀬英一	石川県金沢市土清 水二丁目169番地3	本社営業所	石川県白山市宮永 市町342番地3	輸送施設の使用停止 (120日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第9条第1項 及び同条第3項後段、法 第17条第4項	令和5年7月4日、監査実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第5号)、(2)事業計画変更認可違反(乗務員等の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反(施行規則第2条第1項第6号))、(3)事業計画変更の事後届出違反(施行規則第7条第1項第3号)、(4)点呼の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(5)点呼の記録違反記録の改ざん・不実記載(安全規則第7条第5項)、(6)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	12	12
一般貨物	令和7年7月31日	株式会社日翔通商(法人 番号8100001004916) 代 表者中森宣明	長野県長野市市場1 番地2	本社営業所	長野県長野市市場 1番地2	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和6年12月3日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反一部不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第10条第1項)、(2)運転者に対する指導監督に係る記録の一部記録なし(安全規則第10条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。